

「健康で文化的な最低限度の生活ってなに？」

～こんなに違う、日本とドイツの“生活保護”～

日本では、強い偏見や相次ぐ生活保護基準の引下げなどによって、生活保護の利用者は減り続け、対人口比の利用率はわずか1.6%です。2013年からの保護基準引下げの違法性を問う集団訴訟では原告側勝訴が相次ぎ、昨年11月には名古屋高裁で、国に「少なくとも重大な過失」ありとして国家賠償（慰謝料支払い）まで命じる判決が言い渡されました。

これに対して、対人口比で7.2%が「求職者基礎保障」（生活保護）を利用するドイツでは、コロナ禍での要件緩和、積極活用を経て、利用者を疑うのではなく、信頼をベースにした「市民手当」への法改正がされています。

対照的な両国の現状を知ること、日本の生活保護制度がセーフティネットとしての機能を果たすためには何が必要か、皆さんとともに考えたいと思います。

【第1部】 基調講演

「ドイツの生活保護改革～“市民手当法”と信頼ベースへの転換」

布川日佐史さん（法政大学教授）

【第2部】 日本における生活保護制度の実態・問題点・解決策

◇ 生活保護利用当事者の声

◇ 報告「“いのちのとりで裁判” 名古屋高裁判決の意義とこれから」

森 弘典さん（愛知県弁護士会会員）

◇ 報告「今こそ、日弁連“生活保障法”の実現を」

和田信也さん（大阪弁護士会会員）

午後1時過ぎから、人形劇
「あなたも使える 生活保護」
を上映します

日時：2024年5月18日（土）午後1時半～4時半

（開場：午後0時45分）

場所：大阪弁護士会館10階1001・1002 / オンライン（Zoom ウェビナー）

参加費無料

一時保育あり※

文字通訳あり

会場参加、オンライン参加のいずれも事前申込制です。裏面に申込方法を記載していますので、案内に沿ってお申込ください。なお、いただいた個人情報は、本イベント以外の目的には使用いたしません。

※一時保育の申込は5/7（火）で締め切ります。申込みは裏面の問合せ先までお願いします。

【申込方法】

① オンライン（Zoom ウェビナー）でご参加の場合

事前登録による申込みが必要です。

下記 URL または QR コードからお申込みください。

▼オンライン参加の事前登録はこちら▼

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_uQ9n4YN3SGyVKsRDgE_4XA

※ご登録後、オンライン（Zoom ウェビナー）参加に関する確認メールが届きます。

※オンライン定員（1000名）を超える場合、登録ができません。予めご了承ください。



- ・ Zoom の操作方法等は Zoom 公式サイトをご確認ください。
- ・ Zoom での参加のための通信機器や通信回線等の利用環境はご自身でご準備ください。
- ・ インターネットを通じた配信については、ご利用されるデバイスや通信環境により配信できない場合や参加いただけない場合がありますので予めご了承ください。これらの不具合について主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。

② 会場でご参加の場合（定員100名）

下記 URL または QR コードからお申込みください。

▼会場参加の申込はこちらから▼

https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_660396978b5fb

※できる限り、事前にお申しいただけますと幸いです。



【アクセス】大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館

- ・ 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・ 地下鉄/京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・ 地下鉄/京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・ JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

問合せ先・一時保育申込先

大阪弁護士会 人権課 TEL：06-6364-1227
貧困・生活再建問題対策本部 担当事務局